

延岡市協働・共汗道づくり事業実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、本市の管理する道路が地域の共有財産であるとの認識のもと、本市と地域に暮らす市民との協働と共汗により、地域に身近な市道（道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路をいう。）、里道（一般の公共の用に供されている道路法の適用を受けない道路をいう。）及び市有地道路における簡易な改良工事を行う「延岡市協働・共汗道づくり事業」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象道路及び団体)

第2条 本事業の対象となる道路は、市道、里道及び市有地道路（以下「対象道路」という。）とし、対象者は、当該地域に暮らす市民の属する自治会等の団体（以下「団体」という。）とする。

(対象工事)

第3条 本事業の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 簡易な道路舗装等の整備・改良工事（砕石等の敷均しを含む）
- (2) 道路側溝蓋の敷設等の整備・改良工事
- (3) その他市長が認める簡易な整備・改良工事

(役割分担)

第4条 本市は、団体へ前条に定める工事に必要な原材料、製品等を支給し、及び機械、器具等を貸し出すものとし、団体は、工事を行うものとする。ただし、機械等の使用に当たっては、法令を順守するものとする。

(事前の協議)

第5条 団体が対象道路の整備・改良工事を行おうとするときは、団体の代表者は、あらかじめ都市建設部土木課又は総合支所産業建設課（以下「土木課等」という。）に延岡市協働・共汗道づくり事業事前協議書（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する事前協議書を受け付けた場合は速やかに団体と協議し、適当と認めるときは、延岡市協働・共汗道づくり事業採択通知書（様式第2号）により団体に通知するものとする。

(工事の実施)

第6条 本事業の実施は、第5条の規定により事業の採択を受けた団体が実施するものとする。

2 団体は、事業採択通知書の受領後速やかに、本市と工事の種類、手順、方法及び期間並びに安全対策等について協議し、基本協定書(様式第3号)を取り交わすものとする。

3 団体の現場責任者は、本事業を適正かつ安全に行うため、工事計画書(様式第4号)の作成を行うものとする。

(完了報告)

第7条 団体は、対象工事の完了後に、完了届(様式第5号)に対象工事の実施状況及び対象工事が完了したことがわかる写真を添えて土木課等に提出するものとする。

(事務)

第8条 本事業に関する事務は、土木課等において行う。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、市長が別途定める。

附 則

本要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。